行政財産使用許可に係る公募の事務処理の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 北堺警察署（警察本部施設課） | １　募集要項に記載する最低使用料が誤った額で起案・決裁され、公募が行われた。その結果、下記のとおり１者の応募があり、当該最低使用料で決定がなされた。・ 使用目的：食堂 ・　使用許可期間：平成25年４月１日から平成30年３月31日まで ・　最低使用料（税抜き年額）：232,700円　・ 応募価格：232,700円　・ 応募者：Ａ社のみ　・　決定価格：232,700円２　北堺警察署においては、平成24年７月12日付けの警察本部施設課からの公募スケジュール等についての通知文を受け、公募事務を開始したが、食堂公募に係る最低使用料を算定する際、公有財産台帳に記載されている既存の数値（平成23年３月１日の価額）を基に算定した。　　しかしながら、最低使用料については、施設課は、平成24年２月28日付けで各警察署長あてに、行政財産使用料の算定方法とその基となる公有財産台帳価額（平成24年４月１日の予定額）を連絡している。　　本来であれば、この公有財産台帳価額（平成24年４月１日の予定額）を使用すべきであったが、平成24年２月28日付けの本部施設課からの連絡は、文書による課長・補佐通知及び電子メールと複数回にわたって発出され、かつ、理解しにくい内容となっていたこともあり、事務処理を誤ったものである。さらに、署で作成した募集要項は、公募前に施設課へ送付されているが、最低使用料部分のチェックはなされていない。　　北堺警察署においては、公募の決裁を行う際、最低使用料の算定内容をチェックできる計算書や根拠となる施設課からの通知等を添付していなかった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 公有財産台帳価額（円） | 最低使用料（税抜き年額、円） |
| 土地 | 建物 |
| 正（H24.４.１) | 635,954,852 | 6,255,920 | 184,200 |
| 誤（H23.４.１） | 717,782,000 | 7,109,000 | 232,700 |

３　本事案が発生した要因・理由等に関して、事情聴取したところ、以下のとおりであった。担当者は、本件に係るルールの存在は知っていたが、理解が不十分で起案する際に施設課からの通知文（平成24年２月28日付け）の確認を怠り、事務処理を行った。決裁者は、使用許可の公募事務について、公募スケジュール等のみの説明を受け決裁を行った。最低使用料の算出については、通知文の確認を怠った。 | 署においては、行政財産使用料について、是正に向け関係課と調整を行い、使用許可者と協議されたい。起案者のみならず、決裁者も含めて行政財産使用許可事務のルールについて理解を深めるとともに、決裁時には根拠資料を添付し、基本となる通知文等の確認や決裁者に至るまでに複数チェックできる体制の構築など、事務処理の改善を図られたい。警察本部施設課においては、行政財産使用料の算定に係る通知等について、具体的な内容や理解しやすい表現になるよう努めるとともに、署の募集要項を十分にチェックされたい。 | 行政財産使用料については、使用許可者と協議し、正しい台帳価額で算出した額とするとともに、速やかに差額の返還及び変更許可の手続きを行った。公募に係る行政財産使用許可事務のルールについて、起案者及び決裁関与者に対し、周知徹底を図るとともに、決裁時には根拠資料を添付し、複数の担当者によるチェック等を行うよう事務処理の改善を図ることとした。本部施設課では、行政財産使用許可に関する通知文を発出する際は具体的な内容を記載するとともに、署の募集要項については今まで以上に十分にチェックし、適正処理に努めることとした。また、本部施設課から関係所属に対し、公募に係る行政財産使用許可の適正処理について周知徹底を図った。 |